

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【公開番号】特開2010-127776(P2010-127776A)

【公開日】平成22年6月10日(2010.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2010-023

【出願番号】特願2008-303046(P2008-303046)

【国際特許分類】

G 0 1 N 1/00 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 1/00 1 0 1 H

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月16日(2011.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1側面、第2側面、第3側面、第4側面、及び底面を備え、前記底面に対向する位置に、第1側面、第2側面、第3側面、第4側面に囲まれることで形成される矩形の開口面を有する箱型の採尿容器において、

前記第1側面は、前記第1側面と前記開口面との第1境界線に対し概平行な第1折線を有し、

前記第2側面と前記開口面との第2境界線から第1舌片部が延設され、

前記底面と前記第1側面との境界線から前記第1折線までの距離bは、前記第1境界線から前記第1折線までの距離aより短く、

前記第3側面には、前記開口面と前記底面との間を概2等分する線上の一点である第1点から、前記第1折線に延びる第2折線が設けられ、

前記第4側面には、前記開口面と前記底面との間を概2等分する線上の一点である第2点から、前記第1折線に延びる第3折線が設けられ、

容器形状から折り畳み形状に変形する際、前記第1折線は外側から見て谷折りされる折目となり、前記第2折線及び前記第3折線は外側から見て谷折りされる折目となる採尿容器。

【請求項2】

請求項1に記載の採尿容器において、

前記第3側面及び前記第4側面のそれぞれの近傍に位置する前記第1舌片部の端部において、前記第2境界線に対して垂直方向の幅cは、a - b < cであり、

容器形状から折り畳み形状に変形する際、前記底面と第3側面との境界及び前記底面と第4側面との境界は山折りされることで、第3側面によって前記第1舌片部の端部の一方が収納される領域が形成されるとともに、第4側面によって前記第1舌片部の端部の他方が収納される領域が形成される採尿容器。

【請求項3】

請求項2に記載の採尿容器において、

前記底面と前記第3側面との第3境界線の長さdと、前記底面と前記第4側面との第4境界線の長さeは等しく、2b以下である

採尿容器。

【請求項 4】

請求項1から3のいずれか1項に記載の採尿容器において、

前記第1側面は、前記第1折線を境として、前記開口面側の第1面と、前記開口面に向する底面側の第2面とを有し、

前記第1側面の鉛直外側方向に対して、前記第1面は前記第2面より高い位置に設けられる

採尿容器。

【請求項 5】

請求項1から4のいずれか1項に記載の採尿容器において、

前記第3側面は、前記第2折線を境として、前記開口面側の第3面と、前記開口面に向する底面側の第4面とを有し、

前記第3側面の鉛直外側方向に対して、前記第3面は前記第4面より高い位置に設けられる

前記第4側面は、前記第3折線を境として、前記開口面側の第5面と、前記開口面に向する底面側の第6面とを有し、

前記第4側面の鉛直外側方向に対して、前記第5面は前記第6面より高い位置に設けられる

採尿容器。

【請求項 6】

請求項1から5のいずれか1項に記載の採尿容器において、

前記底面の形状は、前記開口面から見て凸となる四角錐である

採尿容器。

【請求項 7】

前記第1側面は、前記第1側面と前記開口面との第1境界線に対し概平行な第5折線を有し、

前記第1側面と前記開口面との第5境界線から第2舌片部が延設され、

前記底面と前記第1側面との境界線から前記第5折線までの距離bは、前記第5境界線から前記第5折線までの距離aより短く、

前記第3側面には、前記開口面と前記底面との間を概2等分する線上の一点である第1点から、前記第5折線に延びる第6折線が設けられ、

前記第4側面には、前記開口面と前記底面との間を概2等分する線上の一点である第2点から、前記第5折線に延びる第7折線が設けられ、

容器形状から折り畳み形状に変形する際、前記第5折線は外側から見て谷折りされる折目となり、前記第6折線及び前記第7折線は外側から見て谷折りされる折目となる

採尿容器。

【請求項 8】

請求項1から7のいずれか1項に記載の採尿容器を熱成形するための型。